# 教育厚生委員会会議録

日時 平成22年3月2日(火) 開会時間 午前10時04分

閉会時間 午後 2時52分

場所 第4委員会室

委員出席者 委員長 進藤 純世

副委員長 土橋 亨

委員 前島 茂松 渡辺 亘人 皆川 巖 堀内 富久

金丸 直道 丹澤 和平 清水 武則

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

福祉保健部長 小沼 省二 理事 清水 享子 福祉保健部次長 古屋 博敏福祉保健部次長 杉田 雄二 福祉保健部参事 水谷 均福祉保健総務課長 三枝 幹男 監査指導室長 前嶋 修 長寿社会課長 桐原 篤国保援護課長 山本 節彦 児童家庭課長 清水 郁也 障害福祉課長 深尾 嘉仁医務課長 山下 誠 県立病院経営企画室長 篠原 道雄 衛生薬務課長 清水 利英健康増進課長 荒木 裕人

教育委員長 須田 清 教育長 松土 清 教育次長 佐藤 安紀 理事 藤原 一治 次長 (総務課長事務取扱) 鷹野 勝己 福利給与課長 古屋 成和 学校施設課長 芦沢 一 義務教育課長 佐野 勝彦 高校教育課長 奥田 正直 新しい学校づくり推進室長 松谷 荘一 社会教育課長 大堀 修己 新図書館建設室長 篠原 昭彦 スポーツ健康課長 相原 繁博 学術文化財課長 三枝 仁也

議題 第43号 山梨県医療施設耐震化臨時特例基金条例制定の件

第44号 山梨県地域医療再生臨時特例基金条例制定の件

第45号 山梨県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例中改正の件

第46号 平成21年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員

会関係のもの、第2条継続費の補正及び第3条繰越明許費の補正中教育

厚生委員会関係のもの

第54号 平成21年度山梨県営病院事業会計補正予算

第57号 動産購入の件

審査の結果 議案については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。

審査の概要 午前10時4分から午前11時30分まで福祉保健部関係の審査を行い、休憩 をはさみ午後1時34分から午後2時52分まで教育委員会関係の審査を行った。

### 主な質疑等福祉保健部関係

※第43号 山梨県医療施設耐震化臨時特例基金条例制定の件

質疑なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第44号 山梨県地域医療再生臨時特例基金条例制定の件

質疑なし

討論なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第45号 山梨県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例中改正の件

質疑なし

討論なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第46号 平成21年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員 会関係のもの、第2条継続費の補正及び第3条繰越明許費の補正中教育厚

生委員会関係のもの

質疑

(後期高齢者医療給付費負担金について)

丹澤委員 国保援護課の、まことに評判の悪かった後期高齢者医療給付費負担金です

けれども、今回4億1,600万円減額になっています。これは、当初幾ら

見込んだんですか。

山本国保援護課長 当初は医療給付費等が大体814億円でございましたが、実績等を踏まえ

まして764億円ぐらいになるということで、県の負担金がそのうちの12 分の1の67億円ぐらいを出す予定が、現時点では63億円でございました。

丹澤委員その実績というのは、前年度の実績ですか。

山本国保援護課長 本年度の実績でございます。ただ、医療の年度は3月から2月までという

ことでございます。

丹澤委員 814億円を764億円に見積もったということは、何を根拠に764億

円にしたんですか。

山本国保援護課長 8カ月ぐらいの実績と、あとはその後の予定でございますから、伸び率か ら予定額を出したものでございます。

丹澤委員

減ったのは何で減ったと思いますか。大体老人医療費というのは、だんだ ん伸びていきますよね。それが、今回見込みよりも減ったというのは何だと いうふうに思っていますか。

山本国保援護課長 この制度は20年度が初年度ですから、最初の見込みの算定が大変難しい ということで、老人医療費等は1人当たり大体4.3%の伸び率にあるんで すが、今回は約1%ぐらいということで、その伸びがどうしてそうなったか というのは大変難しいところです。

丹澤委員

この減ったというのは、後期高齢者医療をつくった効果があったというこ とではないですか。

山本国保援護課長

制度ができて、それが受診の抑制につながったというようなことを言うと 悪くとられるんですが、やはり、お年寄りだったら、例えば、健康づくりと かがなされたというようなことだと思います。

丹澤委員

後期高齢者医療制度というのは、もともとは無駄な医療がかからないとい うことなんでしょう。皆さんが予測したのは、当然昔の老人医療があって、 それから、75歳以上がこれぐらいだと、正しい数字に基づいて、制度がで きる前からやってきたわけですから、それで移行すればこれぐらいになるだ ろうと見込んだ数字をはるかに下回ったということなんでしょう。というこ とは、もともと後期高齢者医療制度というのは無駄な医療を使わないという 効果があったということではないんですか。

山本国保援護課長

医療費の増減というのは、例えば、経済とかに大分影響してきますので、 まだ初年度の次の年度ということでなかなか難しいんですが、トータル的に はそういう制度ができたというのは1つの要因にはなろうかと思います。

(民間社会福祉施設等整備資金利子補給金について)

前島委員

2点ほど、まず、総務課長に伺いたいんですけれども、900余万円減額 の民間社会福祉施設等整備資金の利子補給に絡んで、お伺いします。

実は、県の利子補給というのは、19年でちょうど線引きをして、県単の 利子補給については廃止するという流れで承知しているわけございますが、 今、非常に問題になっているのは、56年以前の施設につきましては、すべ て耐震補強の対象になるわけです。それを改築していかなければならない。 しかも、それを改築していく場合には老人ホーム等については、いわゆるユ ニット型、個室化という方向に向かっていかなければならない。大変な負担 をして社会福祉法人がこれをやっていかなければならないんです。56年以 前の施設については、県の福祉整備計画に基づいてつくっていったものです。 今はご承知のように地域福祉計画に基づいて市町村が進める流れになって おりますので、そのことは当然だと思っているんだけれども、56年以前に つくられた施設は耐震の補助金対象にはならないんです。ならない状況で、 すべてつくりかえるに当たってはユニット化してください。こういう国の制 度になっているわけです。県計画で進めた、56年以前につくられた福祉施

設の数は、そうたくさんないのではないかと思うんです。10まではないのではないかと思っています。だとすれば、これについてはどうか耐震補強の補助対象にならないわけでありますので、何としても県が少し利子補給をして、この分だけは県の整備計画でつくりかえていかなければならないという枠の中に入っていると思うんです。利子補給の復活をこの施設整備だけはやってあげないと気の毒だと私は見ているんですけれども、その点についての考え方を聞きたいと思っているんです。

三枝福祉保健総務課長 今の前島委員の御質問は、福の3ページのその他社会福祉団体等関係 助成費の1番の利子補給の関係でございますね。

委員も先ほどおっしゃられたように、平成20年度からは、介護保険の適用になる施設については、除外すると。ただ、すでに利子補給を行っているところはそのままですと。新規にやる場合にはやりませんということでございますので、これはそもそも施設の建設ですとか、改修ですとか、例えば、東京にございます独立行政法人福祉医療機構といったところから施設整備のお金を借りた場合に、一部利子を補給するという制度でございますので、耐震との関係については余り関係がないと認識しております。

前島委員

僕が言っているのは、56年以前の、例えば、老人ホームの場合、耐震補 強という補助金制度がなくて、56年以前のものについては、すべてユニッ ト化してください、そういう形で補助が出ますということになっているんで す。そういうことになっているので、56年以前の施設というのは、県下で 7つか8つくらいだと思いますが、これからユニット化していかなければな らない、そういう方向に向かっていかなければならないんです。いわゆる多 床室からユニット化していくためには、たくさんの起債も起こさなければな らない。だから、56年以前のものはみんな県の整備計画でつくったもので、 新しい市町村の福祉計画でつくるものではないので、これに対しては、やは り県単の補助を配慮してやらなければ気の毒ではないかという私の見解を 話しているんです。だから、これだけは対象に入れてやるべきだと思ってい るんです。20年からのは、もうそういうことでよくわかっていますけれど も、56年以前の福祉施設はすべて耐震の補助対象にならず、施設を個室に つくりかえてくださいということです。だから、それにはたくさんの財源が 必要になってくるけれども、これは県の整備計画でつくったものだから、や はり県単の利子補給をつけてあげるという方向で考えてやってもらいたい というお話を今しているんです。言っていることがわかりますか。その辺は どうなんですか。

三枝福祉保健総務課長 今、委員がおっしゃっているのは、介護保険施設ですね。 20年度から新規の分については利子補給できません。

改修につきましても、それは新規の改修という考え方に立ちまして、利子補給は行わないということになっていると承知しております。

前島委員

県下で7つか8つではないかと思うんです。みんな本当は耐震をしたいんです。耐震のほうは補助対象にならない。だから、全部ユニット化してくださいという方向で流れているわけです。そういう状態であれば、それは県計画でつくった、いわゆるユニット化に向かう改築整備であるので、既存の建物については、県が温かく利子補給してもらえないかという、皆さん方の御意見が強く寄せられているんです。だから、その点について何とか再検討す

る道はないかというお話をしてきました。新しいものではないんです。今ある施設は、もう耐震補強は許されないわけですから、ユニット化でしてもらわないと困るということになっているわけですから、そうだとすれば、やはり利子補給の応援をしてあげたらどうだろうかという話をしているんです。

三枝福祉保健総務課長 委員も御存じのように介護保険が始まったのは平成12年度からでございますが、それまで措置制度で、例えば、補助金等の使途が非常に厳密に限定されていたと理解しております。介護保険制度導入以降、例えば、その施設建設に当たっての融資を受けたお金の償還をするために、利用者等から経費を徴収していいということになっていると理解しておりますので、平成12年即廃止ということも、実はあったのではないかと思います。ただ、サービスが足りないとか、そういったことのないように、施設整備を推進する意味で、平成19年度まで利子を補給してきて、ただ新たなところはもうだめですということでございますので、その間にやっていただければありがたかったかなと。今に至ればなかなか難しいのかなと承知しております。

前島委員

医療施設も、今、こちらに出ていますけれども、みんな耐震の基金で25年度まで耐震補助が出るんです。ところが、老人ホームの場合、56年以前は全部4床部屋なんです。4床部屋になっている状況の中で、これから個室化をしていかなければならない。個室化をしなければ、耐震というわけですが、現状の4人部屋で耐震をするという補助金はないということになっているわけです。だから、すべてユニット化していただく補助金はありますから、それでやってくださいということですから、非営利法人である社会福祉法人がこれを建てかえるには、大変な財源の負担が必要になってくる。だから、56年以前の建物については、県の整備計画に基づいてつくったものだから、この整備計画の対象になる7つか8つの、ユニット化していかなければならない、そういう耐震の補助金がないこの施設に対して、せめて利子の支援体制を県単で復活させてやってもらいたいという話をしているんです。そういう検討をしてもらえないかという話をしています。部長、いかがでございますか。

桐原長寿社会課長

多分誤解ないと思いますけれども、補助制度の御説明をさせていただきます。

改築につきましても、おっしゃるように国の補助金等は今、基本がユニット化ということですので、ユニット化で改修していただきたいということで、改築に当たっての補助制度、現行はユニット化でお願いをしてございます。従前よりもユニット化の単価が高くなっておりますので、それは部分的には委員がおっしゃるような事業費の増嵩に対応したものでございますし、私どもの補助金を他県と比較いたしましても、10位前後ということに今、なっておりますので、一応補助制度はそういうことでございます。

委員の御質問というのは、それを前提にした上で、そうはいってもまだ補助で見られない部分が多いからという御質問かと思いますけれども、補助金のほうはそのようなことで、他県比較といたしましても、そこそこの額と考えております。

前島委員

僕が言っているのは、56年以前の建物はすべて耐震対象になっている建物で、老人ホームをつくりかえていくか、耐震をしなければならないわけです。ところが、公共施設すべてには耐震の補助金というのがあって、現状の

ままで耐震をすれば間に合うという制度だけれども、老人ホームの場合は、耐震補強に対する補助金がないんです。それは、56年以前のものはユニット化という方向が義務づけられていて、それに対する補助金でやってくださいということです。だから、耐震対策ということは、事実上できない。56年以前の建物の数というのは、現在、7つか8つしかないんです。これは県が整備計画でつくったものなんです。だから、これをユニット化するということは、4人部屋を1人部屋にするわけですから、少なくとも倍以上の平米面積で建築しなければならない。ということは、大変な金がかかるということで、いろいろ介護保険報酬などで整備を求められているところは、留保しながら頑張っているんだけれども、56年以前の建物は既存の建物だから、このわずかな施設については、せめて県単の補助で支援するような方法を再検討してやってもらえないかというお話をしているということです。

これは、今、ここで結論を出せということではないけれども、ぜひ前向き に検討してもらえないかという、皆さんの要望を添えながら、質疑を交わさ せてもらっているところです。

#### 小沼福祉保健部長

56年以前の介護保険施設の耐震化がなされていないものに対して、今回 の経済対策でも補助金がつかなかった理由は、私なりに理解しているのは、 56年以前のものも耐震化で補助することによって、その現状で固定にならないように、よりよい環境をつくるということでユニット化を推進してほしいということで、そこに補助金を出さなかったと、私は承知しております。こういう趣旨から考えますと、ユニット化を推進していただくことが私どもの基本的な考えでございますので、耐震化をする際にはユニット化をしてくださいと、改築をしてくださいと、そういう方向で進んでいただきたいというのが、私たちの基本的な考えでございます。ですから、耐震化のためには、補助金を出さないという趣旨からすると、それに対して利子補給するのもいかがかなというのが私どもの基本的な考えだと思います。

#### 前島委員

そういう考え方ではなくて、56年以前で残っているのは、県の整備計画でつくった施設なんです。そこのところは、耐震という補助金は出ない。だから、個室につくりかえをしてくださいということなんです。それが半義務づけられていますが、老人ホームに対しては、耐震の補助金はないわけです。だから、56年以前につくられた施設は既存施設だから、その施設だけには利子を補給してあげる救援をしてあげたらどうかと、やってほしいという皆さんの要望が強くあることをお話ししながら、前向きに検討してみてくれないかという話なんです。

#### 小沼福祉保健部長

済みません、理解不足で申しわけございませんけれども、56年以前のものをユニット化する際に、補助金以外で自己資金の部分について医療福祉機構からお金を借りた分について利子補給せよというお話でございますか。

それは、56年以前も57年以降の建物も基本的にユニット化する際には、補助金のみの対応をさせていただいております。いずれにしても57年以降も県の整備計画でつくっておりますので、56年以前と57年以降で差をつけるのは、57年以降の方々の改築のユニット化の改築体制を利子補給しないということですので、均衡を失するのではないかと思っております。

# 前島委員

新しい整備計画でつくっている建物ではないんです。56年以前のものは 県の計画で、現在もう古くなっている建物なんです。だから、それはもう以 前の建物なんです。新しい地域福祉計画以前の建物なんです。本当は耐震補強で補助金がもらえれば、4人部屋で耐震をして取り組みたいという意見があるんだけれども、多額な負債を背負うことは大変だという、法人の役員の方々の思いがあるんです。ところが、それは個室化をしてください、ユニット化してくださいという流れで、国がその整備計画については耐震補強の補助金は出ませんということだから、そうだとすれば、既に県計画でつくった枠の中での、耐震を兼ねたつくりかえなので、利子補給という形の中で支援をやってもらえないかという話です。その数はわずかではないかという話をしているんです。

## 小沼福祉保健部長

繰り返しになって申しわけございません。基本的な考え方は、古い施設も ユニット化のほうに改修していただくというのが、大きな流れでございます ので、そこを現状維持でしていくようなものについて利子補給するというの は難しいと思います。

# (地域医療再生基金事業費について)

#### 金丸委員

地域医療再生基金事業の50億円にかかわっての質問でございますけれども、これはもう国において全国に25億円ずつということで、たしか山梨県の場合も峡南と富士・東部ということで採択されると理解しております。当初、100億円、25億円という話があって、100億円がどんどんひとり歩きして、何か100億円が山梨県にも来るようだったというような理解をしている方々もあるようでありますが、福祉保健部としては、100億円は期待としてはあったかもわかりませんけれども、来るのではないかというような理解をしておられたのかどうかということなんですが。

# 山下医務課長

委員のお話にありましたとおり、当初、国のスキームには100億円コースと25億円コースの2つのコースがあり、100億円コースにつきましては、全国で10カ所程度を採択する予定との説明でした。私どもとすれば、結果的にはなくなりましたが、100億円というコースがあるならば手を挙げない手はないだろうということで、富士・東部の医療圏に関しまして、新しい病院がそのお金でつくれればなというようなことで、医療課題もちゃんとあるじゃないかという前提のもとに、あるならば手を挙げようということで、計画づくりを進めておりました。とれたかとれないかと、これは結果論ですのでわかりませんが、窓口が用意されている以上、やはり本県として手を挙げるべきだということで、途中まで計画づくりをしていたことは事実です。どのぐらい可能性があったかということは、結果、今となってはよくわかりませんが、もしあったとすれば、できるだけ努力していたと申し上げる以外に今のところはございません。

# 金丸委員

今、お話いただきましたように、全国で10カ所ということなので、山梨県がかなり過疎で、地域医療再生で、ここが重点だということになれば、そういうことになったのかもわからないと思うわけであります。しかし、まだそれは要望を上げただけで、確定でも何でもなかったということで、いかにもとらぬタヌキの皮算用で、国において制度の見直しとともに100億円が来るのをだめにしてしまったというような議論があって、ここはやはりしっかり理解しておく必要があるのかなと思っております。

それで、100億円で編成して、それが仮にだめになった場合は、25億円にランクを下げてということは可能だったということなんですか。100

億円がだめになったら100億円のままもうだめだということになるのか、 100億円を申請していても25億円では歯どめがかかるのかというところはどうなんですか。

山下医務課長

私どもが国へ計画を提出する前に、100億円というコースがなくなりましたので、具体的に100億円の事業計画を国に提出したことはございません。したがいまして、100億円提出する予定だったのが、急にその窓口がなくなったものですから、急遽、25億円計画につくり直して、国に提出したのは、あくまでも25億円の計画を2カ所で出したということでございます。100億円で出しておいたのを途中で25億円へ振りかえたとか、そういうことではございません。国に正式に出したのは25億円の計画を2カ所というような形で出しました。

金丸委員

これは、各県で2医療圏ということになったのか。3医療圏でもいいのか。 そこはよその医療圏の首長さんでも、県がお金をくれると言えば、もらえや というような声もあるやに聞いているわけでありますけれども、この辺はど うなのか、2つに絞ったと言うんですけれども。

山下医務課長

当初、どの程度本県に採択されるのかというのはよく見えないところがございましたが、すべての医療圏が対象になるわけではないと。比較論の中で絞ってきなさいという話が国からありました。100億円コースをなくすぞと国が決定したときに、残ったお金の分配については、おおむね各県2カ所ずつを想定しているという、国の通知がございましたので、それに合わせて2カ所に絞らせていただいたところです。本県のように、医療圏が4つのところも2カ所ということと、ほかの県の例では、10カ所医療圏がある中の2カ所というのは、随分選考が厳しかったのではなかろうかと思っております。そういう意味で、計画提出時には、各県おおむね2つぐらいが採択される予定ですという情報はありました。

金丸委員

先ほどの条例の決定で、26年3月までということでこの基金は使われる わけでありますけれども、具体的にこれから地域と県といろんな関係団体が 協議をしながら、どういうことでこの費用を使っていくかということについ ては、今後検討されるという理解でいいのか。基本的なものはあるにしても、 細かい計画はこれからと理解していいのかどうか。

山下医務課長

委員おっしゃるとおりでございます。基本的な、いわゆる、基本構想、基本計画といった類のものは、今回国に提出いたしました計画書に記載させていただいておりまして、その基本計画自体も地域の関係者の御意見等もまとめた上で、県の医療審議会の先生方の御意見も伺った上で提出したものでございます。

しかし、実際お金が来まして、計画を実行に移すには、実施計画といいますか、具体的な方法論を、さらに地元関係者を初め皆様方と詰めた上でやらなければスムーズにはいかないだろうと思っておりますので、この25億円をもとに事業を執行するに当たりましては、再度それぞれの医療圏の地元の関係者、それから、学識経験者等の御意見を伺いながら進めていきたいと考えております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第54号 平成21年度山梨県営病院事業会計補正予算

質疑なし

討論なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

主な質疑等教育委員会関係

※第46号 平成21年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの、第2条継続費の補正及び第3条繰越明許費の補正中教育厚生委員会関係のもの

質疑

(県立射撃場移転整備事業費について)

丹澤委員

この間の一般質問で土橋委員が質問いたしました射撃場ですけれども、この射撃場は甲州市へつくるということで、この地域はゴルフ場の予定地だったわけですよね。御存じですよね。ここは、たしかゴルフ場の許可をもらっているんですよね。

相原スポーツ健康課長 ゴルフ場計画につきましては、県からも認められた事業でございます。

丹澤委員

そうすると、これは、要するに、もう砂防堰堤も何もみんなこう入れるということを前提に許可をもらっていたところなんですよね。それが、なぜ今になって、こんな大きな砂防堰堤を入れなきゃならなくなっちゃったんですか。河川課とはどういう話がしてあったんですか。

相原スポーツ健康課長 ゴルフ場の計画の際にも、堰堤、防災施設をつくるように計画されておりました。県の射撃場整備に当たりましても、同様に防災の堰堤を整備する計画でございました。これまで申し上げてきたところですけれども、昨年6月に総額16億円の中の7億円余りを補正予算でちょうだいした際には、射撃場予定地の近隣で砂防の調査が行われておりましたことはある程度承知していたんですけれども、昨年8月以降に行われた砂防の調査におきまして、その地域に特別警戒区域という、俗称でレッドゾーンと言われているようですけれども、そういった地域があることが判明いたしまして、それに伴って堰堤を従来の治山堰堤レベルのものから土石流対応型のものにしたほうがいいと判断したものでございます。ゴルフ場の計画の際には、堰堤をつくる計画であったわけですけれども、その際もその堰堤は治山堰堤レベルのもので認められていたものですけれども、県が施工する上でレッドゾーンが出たということによって、そこをやはり土石流対応型にしたほうがより安全性が高まるということで、その部分につきましては、増額になったものでございます。

丹澤委員

ゴルフ場のときには治山堰堤程度のものでよかったと。それが今回新たに レッドゾーンの中で、それは許可して以降危なくなったということなんでし ようか。

相原スポーツ健康課長 砂防の調査が昨年8月になって行われたということにつきましては、 射撃場の施設がどういった施設になるのか、その位置がどうだとか、切り土、 盛り土の量がどのくらいだとか、その施設の全体像が明らかになって、初め てその調査の意義が出てくるというか、射撃場がある場合のレッドゾーンの 出方と、射撃場がない場合のレッドゾーンの出方というのは全然変わってく るということでございまして、射撃場の施設の概要が固まったところでその 調査をし、そういう警戒区域がどういうふうに出るかということを調べる必 要があったと承知しております。

丹澤委員

そうすると、ここだけを調査したんですか。要は、全県的な調査の中で、 ここも1つの調査箇所だったということなのか。それとも、射撃場をつくる に当たって、調査を新たにしたということなんですか。

相原スポーツ健康課長 全県的にその調査をしておりまして、峡東建設部でその近隣の箇所についてもしばらく前から調査をしておりました。それで、今回私も初めて図面を見させてもらったわけですけれども、射撃場がない場合のレッドゾーンの出方と射撃場があった場合のレッドゾーンの出方を比較しますと、本当に射撃場があれば、ほとんど防げると考えていたわけです。少しの面積について、レッドゾーンというのが判明したということでございまして、それについては、どうしてそれがわからなかったかとか、周りがそうやっているのに、そういうところまで行くまでにわからなかったかという御意見もちょうだいしておりますけれども、射撃場の施設の概要が固まらなかった段階でなかなか見通すことが困難だったということでございます。

丹澤委員

よくわからないのは、ゴルフ場は許可をもらっているんです。こんなダムみたいな堰堤をつくらなくても、この程度でいいよという許可をもらっている。それが、射撃場になったら突然ダムみたいなものをつくれということになってしまっている。それは、県が山梨県じゅう、いや、日本じゅうを調査するんだと。こんなのは本当に何千カ所の1カ所なんでしょう。その中の本当に重要な部分かどうかというのは、どういうふうにして判断しているのか知りませんけれども、僕は非常に不思議だと思うのは、ゴルフ場ができていたらそれは終わったんです。ゴルフ場ができていれば、その堰堤で終わったわけです。それが今度新たに調査をしたら、今度はダムみたいなものをつくらなければだめだと。何でそうなってしまうのか。そこがよく理解できない。今の話を聞くと、教育委員会が射撃場ができることを前提に調査をしたから大きくなったんだと、そういうことなんですか。

相原スポーツ健康課長 ゴルフ場計画の際に予定されていた防災施設堰堤の施設規模は治山堰堤レベルのものでも法令に触れるというものではございません。したがって、これを治山堰堤レベルのもので施工しても、それは制度上は大丈夫です。しかしながら、レッドゾーンが出るということが判明いたしましたものですから、仮に射撃場の施設のために防災施設を治山堰堤のレベルで済ましたにしても、レッドゾーンが出たことがありますので、いずれ将来それを解消するためには県土整備部がまた別のそのための防災施設を施工しなければいけないようなことにつながっていくわけです。したがって、今回、射撃場整備に伴って堰堤を整備する際に、あわせて将来県土整備部で整備する必要が出てくる砂防ダムのレベル、土石流対応型のレベルにしてしまったほうがより効率的であり、経費の面でもメリットがあるという県土整備部の意見もちょうだいして判断したものでございます。

丹澤委員

ゴルフ場ができていれば、要するに、本当に治山堰堤程度のものでよかったということですよね。山梨県がそういうふうに許可しているんだから、それはしようがないよね。それを今回、レッドゾーンで、あのときの許可は間違っていたと、よくよく調査してみたらダムみたいなものを入れなければだ

めだということがわかったと、7億円もするものを入れると言うんですから。 ダムみたいなものを入れなければだめだということが、今回初めてわかった ということですか。

相原スポーツ健康課長 仮に射撃場でなくても、民間があの場所で別の造成事業をする場合には、治山堰堤と砂防堰堤という言い方を区別させていただきますけれども、治山堰堤レベルのもので許可がおります。今回、県がこの事業を施工する場合に、先ほど申し上げたように、治山堰堤レベルのものでも法令に触れるものではないわけですけれども、仮にそうした場合でも将来的にレッドゾーンを解消するために、もう一回県土整備部が別の堰堤を入れる必要が出てまいります。したがって、今回射撃場の整備に伴って堰堤を整備する際に、あわせてそこを厚くして、土石流対応型砂防堰堤レベルのものにすれば、将来そういった追加投資をせず、金額的にもメリットが生じると判断したものです。

丹澤委員

そうすると、民間がやるんだったら治山堰堤程度のものでよかったと。だけど、県がやるんだからしっかりとやらなければだめですよということなんですか。

相原スポーツ健康課長 地元の方々に対して安全なものをつくりますと、地元住民の方の安全・安心を第一に考えてやりますということをこれまで申し上げてきたものでございますので、この際、県が行う事業としては、そういう土石流への対応もできるような施設のほうが適当だと考えたところでございます。

丹澤委員

わかりました。これ以上あまり聞いても、専門ではないからわからないね。 韮崎から向こうへ移したのは、韮崎は30億円、向こうは15億円、安いか らということでしたよね。

相原スポーツ健康課長 確かに甲州市のほうは韮崎の事業費に比べて半分程度でできるのではないかという見込みで、移転候補地を求めたということでございます。

丹澤委員

そうすると、建設費の安さだけを理由で向こうへ移した。ということになりますと、今度は7億円上がって、23億円になるから、これでは高過ぎると。15億円ではいい、23億円では高過ぎる。では、何億円だったら適当だと判断するのか。必要性があってつくるのか、いや、金が安いからそこにつくるんだと、金がかかるのでやめたと。幾らかかっても絶対やらなければならない事業であれば、金がかかってもいい。しかし、今、県庁によく不要不急事業ってありますね。その不要とは言わないけれども、不急事業に入るものだと思っているんです。土橋委員には申しわけないけれども、鉄砲を撃つ人には申しわけないけれども。山梨県の中で、どれに優先順位をつけるかということになってみたら、果たしてそれが優先してつくるべき事業かどうかというのは大変疑問に思っている。そういう中で、金額だけを判断するとしたら、幾らだったら妥当だと思っているわけですか。

相原スポーツ健康課長 韮崎から甲州のほうに候補地を変えた経過につきましては、確かに事業費の問題も大きな要素ではあったわけですけれども、斜面が北向きであるとか、その他の気象条件とか、あるいはアクセスの問題とか、もろもろの条件の中で甲州市への立地と判断したところでございます。それから、今回のコスト削減をどういうふうに、どの程度までするのかということにつきまし

ては、まだこれからそういった検討をするところでございまして、私どもがもともと必要としていた射撃場の施設はあるわけですけれども、そういう事業費の問題が大きな要素でございますので、どういったものが地元にも受け入れていただけるのかとか、今後必要な施設がどのようなものか、そういったことを勘案しながら、さまざま検討してまいるということでございまして、幾らを目標にしているという状況ではございません。

丹澤委員

国際級な射撃場をつくるとかという話を聞いていますけれども、では、今、 現状のものを減らすということは、設備を縮小しなければならないというこ とですよね。今、考えていることは、金額を下げることだけなんですよね。 金額を下げる方法というのは、何をしようとしているんですか。

相原スポーツ健康課長 これは本会議でも答弁させていただいたところでございますけれど も、技術的な面の工法とか材料ということを検討いたしましたり、射撃場の 施設の向きを変えるとか、位置を検討してみるとか、それから、コストのこ とであれば、契約方法を考えてみるとか、いろんな角度から検討する予定で ございます。

丹澤委員

そうすると、今よりももっと安くできた方法があったということですか。 向きを変えるとか、設備はみんな同じものを整えるんだと。早期に完成する んだ、そういう中で、コストを下げるということは、もっと別なものを最初 から検討すれば、もっと下がったじゃないかと。規模を縮小するということ も考えるわけですか。

相原スポーツ健康課長 射撃場の施設というのは射場から、弾を受けるのり面だとか、管理棟であるとか、ライフルの射場だとか、たくさんの要素を含め構成されておりますので、それらについて、個々に精査していきますが、射撃場の規模自体につきましても、検討の俎上にはのせることになるかと思います。

丹澤委員 そうすると、考えられる方法というのは、規模を縮小するということだけ ですか。

相原スポーツ健康課長 あくまで、それは検討の一部分に考えておりますので、これから私ども庁内のものですけれども、ワーキンググループのような格好でさまざまな検討をしてまいりたいと思いますが、どのような具体的な検討内容になるか、それも今後のことでございます。

丹澤委員

僕は金額が上がったからやめると言うのかと思ったんです。そうしたら、きのう、教育長の話を聞いていたら、やるんだと。白紙という考え方は全くなくて、金が高いからやめると言っている。もう7億円確定ですよね。規模を縮小したりして、これをまけてもらったりするわけにいかないわけですから、堰堤部分の7億円は確定でしょう。そうすると、20億円にすれば、残り13億円。15億円で仕上げれば、射撃場部分を8億円で仕上げなければならないわけです。そうすると、白紙にはしません、やります。やりますと言っていて、では、どこまでが上限だというと、それは今から検討します。23億円では高過ぎる、15億円ではやります。では、どこだ、何をするのか。どうしてもやると言うのであれば、規模を縮小する以外ないじゃないかと。そうすると、15億円と限定すれば、8億円で設備をしなければならな

いわけです。だから、上限が幾らだったら許せるのか、そこをまず決めないと。みんなだってそうです、ここにいて、幾らでは認めるんだと、23億円が20億円なら認めますと言うのか、今までどおり15億円でなければだめと言うのか。それはどういう検討をするのか、方向性も見えてこないじゃないですか。

相原スポーツ健康課長 今回の6億5,000万円の増額すべてが、先ほど御説明した砂防の 調査に基づいて堰堤を厚くするというところに充当されるわけではありま せん。ほかの要素も幾つかあってということでございますので、触れさせて いただきました。

それから、甲州市とのこれまでの話し合いの経過もありますので、例えば、こういう規模にして地元はどうなのかとか、あるいは、そういう射撃場利用者の需要の動向がどうなのかとか、そういったことも踏まえながら、規模の問題も検討していくことになろうかと思います。したがって、どのくらいの枠を目標にというようなことまで今のところは定まっているわけではありません。

丹澤委員

もうやると決めているんでしょう。やるかやらないか今から決めるんだというのであれば、射撃をする人が何人いるのか、どういうふうな効果があるのか、山梨県になくてはならない施設なのか、いろいろ検討する項目があると思うけれども、やると決めているんだから、やるのであれば、あとは金額を圧縮するほかないじゃないですか。そこも含めて今から検討するというのであれば、僕は納得しますけれども、やると決めているんだと。やると決めているのであれば、あとは金額だけの話じゃないですか。その金額が幾らであれば今度はやるのか。だってやると決めているんだから。いや、それも含めて白紙ですというのであれば、それはもう一回ちゃんと検討してみてくれと。しかし、やると決めているんだから、もうあとは金額だけの話じゃないですか。金額を減らすのはどうするかといったら、規模を縮小してしまうか、粗雑なものをつくるか、どちらかしかないわけです。何でやると決めたのか、そこが少しも明確ではないと思っているんです。教育長、この間、やると答えたわけですから、何でやるのか、その辺をぜひお答えになってください。

松土教育長

まず、この施設そのものについては、必要な施設であるという、もう何年も前からの1つの結論として、前のほうに進んで来ているという事実があります。県のほうでコンセンサスをとったところで、必要な施設と銘打ったときには、実は、金の問題だけではないということになろうかと思いますが、今度、一時休止したとするその最大の理由は、これはもう財政的な要素でございます。

それから、実際に今度はコストダウンを検討していくわけでございますけれども、今まで設計されてきていましたものは、基本的に標準仕様のものであろうと思いますので、その中で当初の目的に十分耐え得る施設として成立する、一番基本的な仕様はどの辺のところであろうかというところはまだ未検討の部分でありますので、その辺のところをまずは御相談のための検討をさせていただきたいと思います。規模に関する検討というのは、その次の時点でのことになろうかと思います。今は、とにかく財政的な要素というところで、一時休止ということになっておりますので、それにまずは全精力を傾注してやっていきたいと思います。

当初、射撃場がそもそも穂坂のほうに検討された時代と、それから、今は

世界的な不況があり、また、なおかつこのような状況になるということで、 当時予測がつかないような事態が次から次へと重なっているような状況で ございますので、まずは経済的な、財政的な理由で、一時休止ということで 認識しております。

丹澤委員

太平洋戦争に日本軍が負けたのは、その作戦目的の誤りだったと言われているわけですから、何がこの目的なのか。今回再検討するに当たって、まず、金額が大事なのか、つくることが大事なのか、その辺のところをしっかりと目標を定めて、これくらいだったらつくらなければいけない、つくれるというのを、まず、僕はしっかりやるべきだと思います。

前島委員

関連して、我々議会筋で聞いていると、当初計画が16億円ぐらいででき るというスタートから始まって、ところが7億円ぐらい、2分の1弱の増額 ということの中で、大変な予算が必要になってきたということの説明が主軸 で、これをしばらく見直したいという知事のお話であるし、皆さんの説明な んです。そこのところが、うまく我々には伝わってこない部分というのがあ るんです。それはなぜかというと、甲州市にゴルフ場の所があるというとこ ろで見込んでいる。そのときに、この射撃場をつくることができる諸条件が 整っているかどうかということは、計画の段階で、治水堰堤はどうか、ある いは治山堰堤はどうか、河川、砂防はどうかとかというのは、当然必須科目 ですよね。そのことについての調査、確認をした上で、甲州市へ移転計画を 立てるということでなければならないと、我々は思うわけです。ところが、 それが突然7億円、その堰堤にかかるようになってしまったというところが、 やはり執行部の計画の甘さであったということについて、きちっと議会に説 明して、計画が甘かったんですということをまず言わなければいけないと思 うんです。それで、もう場所は変えないんだと。それで7億円増額だからと てもやれないんだと。やれないとすれば、丹澤委員がおっしゃったように縮 小を含めて、規模の見直しをどうするかという問題が出るんです。

今、1つは、射撃場を左から右に回すか右から左へ回すことによって、計画のものが許容できる射撃場をつくれるという設計上の見直しをやれば、7億円問題がある程度クリアできるのかという点が余りわかってこないんです。

だから、今、お話をして申し上げたのは、ただ予算がかかると。予算が当 初より随分かかるようになってしまったからという説明なんですが、我々議 会側に伝わってくる関係は、最初の計画を入れるときに、その点でのしっか りとした踏査を含めて確認をして、林務やいろんな行政機関、皆さんのとこ ろで確認をし合って、そういう点の詰めがなかったと。はっきりとやはり詰 めが甘かったですということなら、それをちゃんと素直に言わなければだめ だと思います。そうしないと今のような質問が出てくるんです。だから、規 模を縮小するのか、規模は当初計画どおり国際的な競技ができるようなもの を何としてでも確保したいというのか、その辺もうまくわかってこないんで す。設計全体を左から右に組みかえればうまくいくのかということもうまく わかってこない。そして、そのことによって予算がかかるから、しばらく延 期だと言うけれども、そのことによってその予算を延ばして、予算がうまく 減額できて7億円の増が解消されていくのかという、4つの論点が我々のと ころへあまりうまく伝わってこない。その辺を今少し実直に話してもらいた い。これが我々の議会筋で出ている皆さんの説明の内容なんです。もう一度 お願いしたいと思います。

相原スポーツ健康課長 16億円でこの事業を進められると、昨年の6月時点までも申し上げてきたところでございます。16億円の事業が7億円増額するということについては、非常に大きなことであって、重大に受けとめております。たしかに16億円の見積もりが十分であったかというと、必ずしも十分でなかったと反省はしております。もうちょっと入念に地形地質のこと、地元要望とかも早くから承って、全体事業費をこのような形でなく見通すことができたのではないかと考えております。その点につきましては、私が申し上げるのも何でございますけれども、本当に深く反省しているところです。

それから、規模の見直し、また、コスト削減をどういうふうにしていくのかについてでございますけれども、先ほど教育長から申し上げたように、さまざまな方法で、例えば、向きを変えるとか、設計上の見直しとか、あるいは材料、工法の見直しによって相当のコスト削減が図られ、お認めいただけるめどになれば、それはそれでお願いできることになるかもしれませんが、やはりそれでどうしてもだめということになれば、規模の問題についても、検討をしていくことにはなろうかと思います。

先ほどから申し上げているように、では、どのように規模の問題を検討していくのか、あるいはどのくらいを目標にしていくのかというところにつきましては、たしかにそういった方向性を定めた上で検討する必要もあるように感じておりますけれども、目下そのようなところも、方向も含めて、これから鋭意検討をしたいと考えているところでございます。

前島委員

教育長、どうでしょう。

松土教育長

前島委員から御指摘いただきました過去において、実態調査と地質調査をしっかりと予測を立てて検討しながら計画をということは、大変もっともなことでございまして、そのとおりであろうかと思います。ただ今度の砂防のダム、治山の堰堤ではなくて砂防堰堤というレベルのことについては、そのときまで戻っても非常に予測が難しかったのかもしれませんけれども、ただ過去において韮崎市から甲州市にこの施設の計画地を移した時点で予見できなかった部分による増額、それと、現在抱えております県財政の困難という、2つの課題があります。この一連の流れにつきまして、過去韮崎から穂坂、また、現在のことを予見できなかったことにつきましては、私の立場でおわびを申し上げる次第でございます。

ただ、私もまたことし、教育委員会にということで来たわけですが、過去において銃弾が韮崎の民家に飛び込んだこと、また、過去においてこのような砂防ダムの部分に、そのレベルにまで予測がつかなかったことにつきまして、責任を回避するつもりはございません。本当に大きな金が絡むことでございますので、すべてについてありとあらゆることを検討していくべきものであると思っています。このような財政状態になってしまって、大変苦しいところではあるわけではございますけれども、とにかくベストを尽くしてのコストダウンの作業にかからせていただきたいとお願いする次第でございます。

丹澤委員

教育長、1つだけお願いがあるんですけれども、今回の話は、財政的な問題だけだったけれども、白紙を含めて、もう一回検討し直すということはないんですか。

松土教育長

大局的にちょっと距離を置いてみますと、白紙撤回、規模の縮小、あるいはそもそも論とかさまざまなレベルでの話し合いが可能でございますが、私ども一時休止を命じていただいたこの時点で、まず第一に行いたいのが、どこまでコスト削減することが可能であるのか。また、その結果が本県の県民にとって、また、今まで話し合いをしてくださっていた甲州市の皆さんの考えとどのぐらい符合するのかとか、総合的な見地から検討の段階を進めていくということになろうと思います。

金丸委員

私もこの前の委員会において、この射撃場問題は発言をさせてもらった経 過がありますので、一言申し上げておきたいと思うのでありますけれども、 最初のときは、これはとにかく従前あったもので、それを移転すると。それ も韮崎穂坂よりも半額くらいでできるということだったから、どちらかとい うと賛成の立場で発言をさせてもらってきたんです。今も反対とかというこ とではないんですけれども、ただ、この間からの議論を聞いていますと、全 国にも射撃場がないところもあるということ。さらに、射撃場の目的として は、スポーツという競技と、それから、猟友会の皆さんの訓練とか、猟友会 は特に野生鳥獣の被害対策で協力をしてもらっていると。そういう点からも そこで訓練をしてもらって協力いただかなければならない。こういう議論も あったわけです。そういう中では狩猟人口というのはどの程度なのか、みど り自然課かもわかりませんけれども、あるいは、狩猟をする猟友会の人たち が本当に射撃場へ行って、どの程度の訓練なり練習をしているのか。私も若 い頃は鉄砲を持って飛んで歩いたこともあるんですけれども、当時は免許を 取るにも筆記試験というか、申請書を出せばそれで免許証をくれたという時 代。今は実地試験みたいなものがあってやっているのかどうかということも、 私はわからないんです。そういう点で、野生鳥獣ということが声高々に言わ れておりますので、どの程度、こういう人たちが訓練なり、練習なりに行っ ているのかどうかというのを把握していたら教えてもらいたい。

あわせて申し上げますけれども、標準仕様でつくっていこうということだけれども、私は山梨のような小さい県では最低限の標準仕様で事は足りると。ましてや国際大会基準でやろうなんていうことを考える必要はない。もしやる場合でもです。他県のそういうないところもあるということからいけば、白紙から、本当に必要性というのを、県民の皆さんや議会にも理解してもらえるような立場をやはり明確にして提起してもらいたいと思うということを申し上げて、国際大会の問題なり、狩猟人口、関係なくてわからないと言えばそれでいいですが、練習や訓練に行く人がどの程度いるかということが、明らかにできれば明らかにしてください。できなければ、後ほどまた資料を提出していただきたい。

相原スポーツ健康課長 猟友会の会員数につきましては、狩猟をやる方がほぼ全員その猟友会 に入っておりますので、現在のところ約2,400人でございます。

それから、どのくらい射撃場にそういう方がいらっしゃるかということについては、個々にまちまちと聞いておりますけれども、週に一回、二回程度行く方から、月に1回とか、あるいはもうちょっとと。たくさんの方に聞いたわけではないので、私が聞いている範囲といえばそのようにお聞きしております。また、射撃場の仕様あるいは事業規模については今後委員のご意見を踏まえて、十分検討してまいりたいと思います。

渡辺委員 射撃場というのは山梨県に何カ所あるのか。富士吉田には民間で1カ所あ

るんですけれども。それも、富士山の特別地域の中にあるんです。なぜつくったかというと、花村四郎さんという法務大臣がつくれと言った。それと同時に、そこは北富士演習場の近くなんです。それで、陸軍のアーミーがそこに駐屯していた。その軍人さんも射撃場だけはつくったほうがいいと。これはスポーツだからと言ってくれて、それがまとまったというようなことを聞いています。今、2,400人のハンターがいると言っていましたけれども、郡内も入れて2,400人ということですか。それと、射撃場は山梨県に何カ所あるんですか。

相原スポーツ健康課長 2,400人は県内で2,400人です。それから、射撃場ですけれども、民間の射撃場は4カ所ございます。それから、旧韮崎で行われていた大口径のライフルとか、クレー射撃はできないんですけれども、小口径とかビームライフル、そういったものの施設が民間射撃場4カ所以外に県立の施設が1カ所でございます。

討論なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第57号 動産購入の件

質疑

丹澤委員 1億9,000万円だから、これは一般競争入札ですか。指名競争入札で すか。

奥田高校教育課長 一般競争入札でございます。

丹澤委員 何社参加がありましたか。

奥田高校教育課長 5社申し込みがありましたが、実際に入札したのは3社でございました。

金丸委員 4 1 3 台というのは県立高校など、全部の教室一台パソコンということな ので、そういう理解でいいのかということでございます。

奥田高校教育課長 お手元の動産購入の概要に、タブレットパーソナルコンピューター199台と書いてございますが、これが大体3クラスに1台、これは常に動く、一式一体化となったプロジェクターを持ったものでございます。それに対して、その下にデスクトップパーソナルコンピューター、これはもう固定化されたものでございまして、普通高校では主に図書館、支援学校は教室、そういった形で、合計413台という内訳でございます。

金丸委員 全部の高校へということなのか。

奥田高校教育課長 対象はすべての高等学校と支援学校でございます。

金丸委員 これは購入するわけですけれども、一般的に会社などではリースするところもあると思うのでありますが、そのリースと購入のメリット、デメリット

というか、この辺の判断について教えてもらいたいです。

奥田高校教育課長 6月にこれは一度御説明させていただいておりますが、財源といたしまし

て、国の補助と、それから、こういうふうに経済が非常に厳しくなった段階で、地域活性化・経済危機対策臨時交付金というものですべて賄います。県費は一切使いません。国の制度設計で購入ということがもう前提としてござ

いましたので、そういう補助金を使った事業でございます。

討論なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

その他

委員会報告書の作成及び委員長報告については、委員長に委任された。

以 上

教育厚生委員長 進藤 純世